

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6180221号  
(P6180221)

(45) 発行日 平成29年8月16日(2017.8.16)

(24) 登録日 平成29年7月28日(2017.7.28)

(51) Int.Cl.	F 1
G 0 2 B 23/24	(2006.01) G 0 2 B 23/24 A
A 6 1 B 1/04	(2006.01) A 6 1 B 1/04
G 0 1 N 21/84	(2006.01) G 0 1 N 21/84 A
A 6 1 B 1/00	(2006.01) A 6 1 B 1/00 7 0 0

請求項の数 15 (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2013-160752 (P2013-160752)
(22) 出願日	平成25年8月1日(2013.8.1)
(65) 公開番号	特開2015-31804 (P2015-31804A)
(43) 公開日	平成27年2月16日(2015.2.16)
審査請求日	平成28年7月21日(2016.7.21)

(73) 特許権者	000000376 オリンパス株式会社 東京都八王子市石川町2951番地
(74) 代理人	100076233 弁理士 伊藤 進
(74) 代理人	100101661 弁理士 長谷川 靖
(74) 代理人	100135932 弁理士 篠浦 治
(72) 発明者	此村 優 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オ リンパス株式会社内
(72) 発明者	小林 英一 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オ リンパス株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】ブレード検査装置

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

エンジンのロータの回転軸の周囲に周期的に配置され、前記回転軸回りに回転する複数のブレードを検査するブレード検査装置において、

観察光学系が設けられた挿入部を有する内視鏡と、

各々が前記エンジンに設けられた複数の外部アクセスポートのいずれか1つに取り付けられて前記内視鏡を固定する、前記外部アクセスポート毎に専用の、複数の固定具と、

各固定具が取り付けられる外部アクセスポートを識別するための識別情報を保持し、出力する識別情報出力部と、

を有することを特徴とするブレード検査装置。

10

## 【請求項 2】

前記識別情報出力部は、前記固定具毎に設けられ、

前記内視鏡は、前記識別情報出力部より出力された前記識別情報を検知する検知部を有し、前記識別情報を外部装置へ出力することを特徴とする請求項1に記載のブレード検査装置。

## 【請求項 3】

前記識別情報出力部は、無線により前記識別情報を出力し

前記検知部は、無線により前記識別情報を受信する無線受信回路であることを特徴とする請求項2に記載のブレード検査装置。

## 【請求項 4】

20

前記識別情報出力部は、光を透過する部分と光を透過しない部分を有する部材であり、前記検知部は、前記光を透過する部分と前記光を透過しない部分に当てられた光の透過の有無を検知する光検出器であることを特徴とする請求項2に記載のブレード検査装置。

【請求項5】

前記識別情報出力部は、抵抗器を含み、

前記検知部は、前記抵抗器の抵抗値を検出する抵抗値検出回路であることを特徴とする請求項2に記載のブレード検査装置。

【請求項6】

前記識別情報出力部は、突起部を有し、

前記検知部は、前記突起部の有無を検出するスイッチであることを特徴とする請求項2に記載のブレード検査装置。 10

【請求項7】

前記識別情報出力部は、磁石を含み、

前記検知部は、前記磁石の極性または有無を検出する磁気検出器であることを特徴とする請求項2に記載のブレード検査装置。

【請求項8】

前記識別情報出力部は、前記固定具毎に設けられ、

前記各固定具は、前記識別情報出力部より出力された前記識別情報を外部装置へ出力することを特徴とする請求項1に記載のブレード検査装置。

【請求項9】

前記内視鏡は、前記複数の固定具の1つと一体に構成されていることを特徴とする請求項1から8のいずれか1つに記載のブレード検査装置。 20

【請求項10】

前記識別情報は、前記各固定具が取り付けられる外部アクセスポートのポート番号であることを特徴とする請求項1に記載のブレード検査装置。

【請求項11】

前記識別情報を受信する外部装置を備え、

前記外部装置は、前記識別情報に基づいて、前記内視鏡の検査画像と前記外部アクセスポートとを対応づけて記憶装置に記憶することを特徴とする請求項1に記載のブレード検査装置。 30

【請求項12】

前記外部装置は、前記識別情報に基づいて前記記憶装置に作成されたフォルダに前記検査画像を記憶することを特徴とする請求項11に記載のブレード検査装置。

【請求項13】

前記外部装置は、前記識別情報を前記検査画像に含ませて前記記憶装置に記憶することを特徴とする請求項11に記載のブレード検査装置。

【請求項14】

前記複数の固定具は、胴体部の軸方向に沿った長さが互いに異なることを特徴とする請求項1に記載のブレード検査装置。

【請求項15】

前記識別情報出力部は、前記挿入部が前記内視鏡に装着された際に前記識別情報を出力することを特徴する請求項1に記載のブレード検査装置。 40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ブレード検査装置に関し、特に、エンジンのブレードの検査を行うブレード検査装置に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、ジェットエンジンなどのブレードの検査をするにあたり、内視鏡をジェットエン 50

ジン内に挿入し、ブレードの検査画像を得てブレードの検査を行うことが広く行われている。

【0003】

ブレード検査では、検査者は、エンジンのケーシングに設けられた複数の外部アクセスポートに、内視鏡の挿入部を挿入し、モニタに表示されたエンジン内部の検査画像を見ながら、挿入部の先端部を観察目的部位まで進めていく。すなわち、検査者は、挿入部を各外部アクセスポートに挿入し、モニタに表示された検査画像を見ながら、エンジン内のブレードの所定部位における、あるいは所定部位から所定の検査範囲に渡って、キズなどの有無の検査を行う。

【0004】

また、日本特開2007-163723号公報に開示のように、外部アクセスポートに固定具を装着して、内視鏡の挿入部をエンジン内に挿入する技術が提案されている。この固定具は、2つの押付け板をジェットエンジンの壁面に当接させて設置されて、内視鏡装置の挿入部が挿入されて外部アクセスポートに固定される。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2007-163723号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかし、エンジンには、複数の外部アクセスポートがあり、外部アクセスポートに挿入した内視鏡から得られた検査画像が、どの外部アクセスポートに挿入したときの画像であるかは、検査者が、内視鏡が挿入されている外部アクセスポートの位置、あるいは外部アクセスポートに装着されている固定具の位置を、目視で確認する。

【0007】

検査画像データを記憶装置に作成したフォルダなどに記録するとき、検査者は目視で確認した外部アクセスポートのポート番号等の情報をフォルダなどに関する情報として入力する必要があり、そのようなマニュアルによる外部アクセスポートの情報の入力作業は、検査画像の記録ミスの原因となる。

【0008】

そこで、本発明は、内視鏡を複数の外部アクセスポートに挿入して得られた検査画像について、どの外部アクセスポートに挿入されて得られた画像であるかの情報の入力を不要とすることができるブレード検査装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明の一態様のブレード検査装置は、エンジンのロータの回転軸の周囲に周期的に配置され、前記回転軸回りに回転する複数のブレードを検査するブレード検査装置において、観察光学系が設けられた挿入部を有する内視鏡と、各々が前記エンジンに設けられた複数の外部アクセスポートのいずれか1つに取り付けられて前記内視鏡を固定する、前記外部アクセスポート毎に専用の、複数の固定具と、各固定具が取り付けられる外部アクセスポートを識別するための識別情報を保持し、出力する識別情報出力部と、を有する。

【発明の効果】

【0010】

本発明によれば、内視鏡を複数の外部アクセスポートに挿入して得られた検査画像について、どの外部アクセスポートに挿入されて得られた画像であるかの情報の入力を不要とすることができるブレード検査装置を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】本発明の第1の実施の形態に関わる、ジェットエンジンの検査の様子を示す斜視

10

20

30

40

50

図である。

【図2】第1の実施の形態に関わるブレード検査装置の全体構成を示す斜視図である。

【図3】第1の実施の形態に関わる、ボアスコープ2が装着された第1の固定具3と第2の固定具4が、それぞれ、対応する外部アクセスポートに取り付けられた状態を説明するための図である。

【図4】第1の実施の形態に関わるブレード検査システム100のブロック構成図である。

【図5】第1の実施の形態に関わる、共通でない複数のボアスコープ2A, 2Bが装着された第1の固定具3Aと第2の固定具4Aが、それぞれ、対応する外部アクセスポートに取り付けられた状態を説明するための図である。

【図6】識別情報を出力する識別情報出力部が光を透過する部分を有する部材であり、識別情報検知部がその光の透過を検知するセンサを用いた識別情報の検知方法の第1の変形例の構成を説明するための図である。

【図7】識別情報を出力する識別情報出力部が識別情報に対応する抵抗値を有する抵抗器を有し、識別情報検知部がその抵抗値を検知するセンサを用いた識別情報の検知方法の第2の変形例の構成を説明するための図である。

【図8】識別情報を出力する識別情報出力部が識別情報を生成するための複数の突起部である1以上のピンを有し、各ピンによる押圧を検出するスイッチを用いた識別情報の検知方法の第3の変形例の構成を説明するための図である。

【図9】識別情報を出力する識別情報出力部が識別情報を生成するための1以上の磁石を有し、各磁石による磁気を検出する磁気検出器を用いた識別情報の検知方法の第4の変形例の構成を説明するための図である。

【図10】本発明の第2の実施の形態に関わる、ブレード検査システム100Aのブロック構成図である。

#### 【発明を実施するための形態】

##### 【0012】

以下、図面を参照して本発明の形態を説明する。

##### 【0013】

なお、以下の説明において、実施の形態に基づく図面は、模式的なものであり、各部分の厚みと幅との関係、夫々の部分の厚みの比率などは現実のものとは異なることに留意すべきであり、図面の相互間においても互いの寸法の関係や比率が異なる部分が含まれている場合がある。

(第1の実施の形態)

(システム構成)

##### 【0014】

先ず、本発明の実施の形態のブレード検査システム100について、図面に基づいて以下に説明する。

##### 【0015】

図1は、ジェットエンジンの検査の様子を示す斜視図である。図2はブレード検査装置の全体構成を示す斜視図である。エンジンEは、図1に示すように、吸気側から排気側に向かって、吸気部E1、コンプレッサ部E2、燃焼部および排気部(共に詳しくは図示していない)を有している。

##### 【0016】

コンプレッサ部E2は、外装カバーとなる筒状のスキンSに覆われている。このコンプレッサ部E2は、軸流式圧縮機であって、複数のステージを有して、内部に吸気側から排気側に向かって、低中圧コンプレッサ部LMPおよび高圧コンプレッサ部HPが順に配置されている。

##### 【0017】

スキンSには、複数、ここでは6つの外部アクセスポートOAP1~6が設けられている。6つの外部アクセスポートOAP1~6の中には、第1の固定具3及び第2の固定具

10

20

30

40

50

4の取り付け口となる、2つの外部アクセスポートO A P 2, 3が含まれている。これら外部アクセスポートO A P 2, 3の孔部には、それぞれ第1の固定具3と第2の固定具4が装着されて取り付けられる。図1では、第1の固定具3のみが示されている。

【0018】

各外部アクセスポートO A Pに装着される固定具は、内視鏡であるボアスコープ2の挿入部11が挿通可能な挿通孔T hを有している。ボアスコープ2は、固定具の挿通孔T hを介してコンプレッサ部E 2の内部へと挿入される。

【0019】

従って、検査者は、ブレード検査システム100の第1の固定具3または第2の固定具4とボアスコープ2によって、エンジンEのコンプレッサ部E 2内の複数のロータブレードR BまたはステータベーンS V(図3参照)を検査することができる。

10

【0020】

また、内視鏡検査は、エンジンEにターニングツールTが接続されて行われる。ターニングツールTは、回転軸A Rを回転させるための装置であり、モータとギヤボックスを含み、シャフト(不図示)を介して、回転軸A Rを回転させることができる。

【0021】

そして、内視鏡検査時には、ターニングツールTを用いて、複数のロータブレードを回転軸A R回りに回転させながら、コンプレッサ部E 2の内部に挿入されたボアスコープ2により、回転軸A Rに設けられた複数のロータブレードを撮影して内視鏡検査が行われる。

20

【0022】

よって、ブレード検査システム100は、エンジンEのロータの回転軸の周囲に周期的に配置され、回転軸回りに回転する複数のブレードを検査するブレード検査システムである。そして、ブレード検査システム100は、観察光学系が設けられた挿入部11を有する内視鏡であるボアスコープ2と、ボアスコープ2の挿入部11をエンジンE内にガイドするために、エンジンEの互いに異なる外部アクセスポートO A Pに取り付けられる複数の固定具3, 4等と、ボアスコープ2に接続されたパーソナルコンピュータ(P C)17とを有して構成されている。

【0023】

図2に示すように、ブレード検査装置1は、内視鏡としてのボアスコープ2、被検対象物としてのジェットエンジンなどに取り付けられる複数の固定具3, 4等を有して主に構成されている。

30

【0024】

各エンジンの各外部アクセスポートO A Pに取り付けられる固定具は、外部アクセスポートO A P毎に予め決められている。すなわち、各固定具は、対応する外部アクセスポート専用の固定具である。固定具の構成については、後述する。

【0025】

図2では、2つの固定具のみが、ここでは固定具(以下、第1の固定具という)3および固定具(以下、第2の固定具という)4のみが、示されている。以下の説明においても、これら2つの固定具を例に説明する。

40

【0026】

ボアスコープ2は、側視型の内視鏡であり、先端部分の側部に観察窓14および照明窓15が設けられた筒状の挿入部11と、この挿入部11の基端部に配設された接眼部12と、を有している。なお、ここでは、ボアスコープ2の接眼部12に着脱自在な撮像装置13が装着されている。ボアスコープ2の内部には、観察手段および照明手段が配置されている。具体的に、ボアスコープ2の挿入部11には、観察光学系として、ミラー、対物光学系およびリレー光学系、照明手段としてのL E D等が配置されている。なお、観察窓14および照明窓15には、ガラスなどの透明な部材が設けられている。

【0027】

ボアスコープ2の接眼部12には、リレー光学系によって伝送された像を可視化する接

50

眼光学系が設けられている。接眼部12に装着されたカメラとしての撮像装置13には、撮像光学系および固体撮像素子21(図4)が配置されている。撮像光学系は、ボアスコープ2の接眼部12に可視化される被写体像を結像する。固体撮像素子21は、撮像光学系によって結像された被写体像を撮像する。

【0028】

固体撮像素子21において光電変換された映像信号である撮像信号は、信号ケーブル16を介して、パーソナルコンピュータ(PC)17へ出力される。なお、固体撮像素子21からの撮像信号は、信号ケーブル16を介して、ビデオプロセッサなどへ出力される構成としてもよい。

【0029】

以上に説明したボアスコープ2および撮像装置13の構成は、公知であるため、その他の構成の詳細説明を省略する。

(固定具の構成)

【0030】

次に、固定具の構成について説明する。以下、2つの固定具3,4について主として説明する。

【0031】

固定具3は、筒状の胴体部3aと、外部アクセスポートOAP2の孔に嵌合する嵌合部3bとを有する。嵌合部3aは、エンジンEの6つの外部アクセスポートOAP1から6のうち、外部アクセスポートOAP2の孔にのみ嵌合する形状を有する。よって、嵌合部3aは外部アクセスポートOAP2の孔にしか嵌合しないので、固定具3は、エンジンEの他の外部アクセスポートOAP1,3~6には、取り付けることができない。

【0032】

嵌合部3bは、外部アクセスポートOAP2の孔に嵌合する突出部3b1と、外部アクセスポートOAP2の外表面の形状に合致して密着する底面部3b2を有している。突出部3b1を、外部アクセスポートOAP2の孔に嵌合させ、底面部3b2を外部アクセスポートOAP2の外表面に密着させることによって、固定具3は、外部アクセスポートOAP2に強固に取り付けることができる。

【0033】

さらに、固定具3の胴体部3a内には、識別情報出力部3c(図4)が埋め込まれている。識別情報出力部3cは、例えば所定の近距離無線通信規格に則った通信方式で、無線で所定の識別情報を送信する回路を含むRFID用のICチップである。ここでは、識別情報は、固定具3が取り付けられる外部アクセスポートOAP2のポート番号情報、例えば「P2」、である。

【0034】

固定具4は、筒状の胴体部4aと、外部アクセスポートOAP3の孔に嵌合する嵌合部4bとを有する。嵌合部4aは、エンジンEの6つの外部アクセスポートOAP1から6のうち、外部アクセスポートOAP3の孔にのみ嵌合する形状を有する。よって、嵌合部4aは外部アクセスポートOAP3の孔にしか嵌合しないので、固定具4は、エンジンEの他の外部アクセスポートOAP1,2,4~6には、取り付けることができない。

【0035】

嵌合部4bは、外部アクセスポートOAP3の孔に嵌合する突出部4b1と、外部アクセスポートOAP3の外表面の形状に合致して密着する底面部4b2を有している。突出部4b1を、外部アクセスポートOAP3の孔に嵌合させ、底面部4b2を外部アクセスポートOAP3の外表面に密着させることによって、固定具4は、外部アクセスポートOAP3に強固に取り付けることができる。

【0036】

さらに、固定具4の胴体部4a内には、識別情報出力部4c(図4)が埋め込まれている。識別情報出力部4cは、例えば近距離無線通信規格に則った通信方式で、無線で所定の識別情報を送信する回路である。識別情報は、固定具4が取り付けられる外部アクセ

10

20

30

40

50

ポートO A P 3 の識別情報、例えば「P 3」、である。

【0037】

従って、複数の外部アクセスポートO A P 1 ~ 6 のそれぞれに取り付けられる各固定具は、エンジンEに設けられた複数の外部アクセスポートO A P 1 ~ 6 の1つに取り付けられて内視鏡であるボアスコープ2を固定する、外部アクセスポートO A P 毎に専用の固定具である。そして、各固定具に設けられた識別情報出力部は、固定具が取り付けられる外部アクセスポートO A P を識別するための識別情報を出力する識別情報出力部を構成する。

【0038】

固定具3と4では、胴体部3bと4bの軸方向に沿った長さも異なっている。これは、各外部アクセスポートから、観察対象のブレードの観察すべき所定の部位を観察する位置までの距離が異なっていても、共通のボアスコープ2を各固定具に取り付けるだけで、ボアスコープ2の挿入部の観察窓が、ブレードの観察すべき所定の部位を観察する位置になるようにするためである。

【0039】

図3は、ボアスコープ2が装着された第1の固定具3と第2の固定具4が、それぞれ、対応する外部アクセスポートに取り付けられた状態を説明するための図である。

【0040】

第1の固定具3は、外部アクセスポートO A P 2に取り付けられ、第2の固定具4は、外部アクセスポートO A P 3に取り付けられる。

【0041】

ブレードの観察すべき基準となる部位は、例えば、ロータから径方向に延出するブレードの根元部であるルート部である。ブレードの観察は、そのような基準となる部位から行われる場合が多い。

【0042】

よって、上述したような、外部アクセスポート毎に専用の固定具を用いることにより、ボアスコープ2を各固定具に挿入し装着しただけで、ボアスコープ2の挿入部11の観察窓が、その観察の基準となる部位を観察する位置に位置決めされるので、検査者は検査画像を見ながら挿入部11の観察窓の位置を調整する必要がなく、検査者は、ブレードの検査を短時間で開始することができる。

【0043】

具体的に説明する。図3に示すエンジン構造の場合、外部アクセスポートO A P 2から挿入されたボアスコープ2により、基準部位であるルート部を観察する挿入部11の観察窓14の基準位置Pc1は、スキンSの下面から距離L1だけ離れた位置であり、外部アクセスポートO A P 3から挿入されたボアスコープ2により、基準部位であるルート部を観察する挿入部11の観察窓の基準位置Pc2は、スキンSの下面から距離L2だけ離れた位置である。

【0044】

そして、共通のボアスコープ2を異なる固定具に挿入したときに、ボアスコープ2の観察窓の基準位置が外部アクセスポートO A P 毎の観察の基準位置に一致するようにするために、共通のボアスコープ2を、固定具3, 4のそれぞれに挿入したとき、外部アクセスポートO A P の外表面から、固定具に当接した接眼部12の先端面までの長さが、固定具3, 4で異なるように、胴体部3bと4bの軸方向に沿った長さが異なっている。

【0045】

図3では、ボアスコープ2が各固定具に取り付けられたとき、固定具3の、エンジンEの外部に延出している部分の長さは、LL1であり、固定具4の、エンジンEの外部に延出している部分の長さは、LL2である。ここでは、図3に示すように、長さLL1とLL2は、それぞれ接眼部12の端面から外部アクセスポートO A P の外表面までの距離である。

【0046】

すなわち、挿入部11を固定具3の挿通孔に挿入し、接眼部12が胴体部3bに当接し

10

20

30

40

50

てボアスコープ2が固定具3に取り付けられたとき、ボアスコープ2の挿入部11の先端部の観察の基準位置が、外部アクセスポートOAP2から挿入されたボアスコープ2によりブレードの所定の部位（例えばルート部）を観察する基準となる位置Pc1になるように、各胴体部3bの長さLL1は、設定される。

【0047】

同様に、挿入部11を固定具4の挿通孔に挿入し、接眼部12が胴体部4bに当接してボアスコープ2が固定具4に取り付けられたとき、ボアスコープ2の挿入部11の先端部の観察の基準位置が、外部アクセスポートOAP3から挿入されたボアスコープ2によりブレードの所定の部位（例えばルート部）を観察する基準となる位置Pc2になるように、長さLL2は、設定される。

10

【0048】

従って、検査者は、従来のように、ブレードの観察の基準となる部位を撮像する位置まで挿入部11を挿入する操作を、モニタに表示された検査画像を見ながら行うという煩雑な操作をすることなく、短時間で行うことができる。

【0049】

以上は、2つの固定具3, 4について説明したが、他の固定具についても、同様である。すなわち、各固定具は、予め決められた外部アクセスポートに対応する専用の装置であり、共通のボアスコープをいずれの固定具に挿入しても、エンジン内においてボアスコープ2の観察の基準位置は、外部アクセスポートOAP毎のブレードの観察の基準となる部位を観察する位置と一致する。

20

【0050】

図4は、ブレード検査システム100のブロック構成図である。

【0051】

ボアスコープ2は、撮像素子21と、無線信号受信回路22と、制御部23と、2つの通信インターフェース回路24, 25とを含んで構成されている。撮像素子21は、撮像装置13に設けられ、挿入部11内の各種光学系を介して被写体からの光を受光して、光電変換して、撮像信号を通信インターフェース回路25へ出力する。

【0052】

無線信号受信回路22は、固定具の識別情報出力部3c, 4cから無線で送信される識別情報の信号を受信して、受信した信号を制御部23へ出力する回路である。よって、無線信号受信回路22は、識別情報を検知受信する検知部を構成する。

30

【0053】

制御部23は、撮像素子を駆動する駆動信号を出力すると共に、無線信号受信回路22から受信した識別情報を、通信インターフェース回路24を介して、信号ケーブル16の信号線16aに出力する。

【0054】

通信インターフェース回路25は、撮像素子21から受信した撮像信号をデジタル信号に変換して生成した画像データ信号を、信号ケーブル16の信号線16bに出力する。

【0055】

すなわち、識別情報出力部3c, 4cは、固定具3, 4に設けられ、無線により識別情報を出力し、ボアスコープ2は、識別情報出力部より出力された識別情報を無線により受信する無線受信回路である無線信号受信回路22を有し、識別情報を外部装置であるPC17へ出力する。

40

【0056】

なお、ここでは、上述した構成要素以外の構成、例えば、照明駆動回路等については、説明は省略する。

【0057】

PC17は、制御部31と、通信インターフェース回路32と、記憶装置33を含んで構成される。

【0058】

50

制御部31は、中央処理装置(CPU)、ROM、RAM等を含み、通信インターフェース回路32を介して受信した、上述した識別情報と共に、画像データを、ハードディスク装置等などからなる記憶装置33に記録する。

【0059】

制御部31は、ROMあるいは記憶装置33に記憶されている所定の処理プログラムを実行することにより、ブレード検査により得られた検査画像を記憶装置33の所定の記憶領域に記録する。

(作用)

【0060】

次に、本実施の形態のブレード検査システム100の作用について説明する。

10

【0061】

固定具は、識別情報出力部から無線で送信される識別情報の信号を送信する。ボアスコープ2は、固定具から受信した識別情報を、PC17へ送信する。

【0062】

上述したように、識別情報は、固定具が取り付けられる外部アクセスポートOAPのポート番号などである。そして、各固定具は対応する外部アクセスポートOAPについての専用の装置であるので、各固定具の識別情報出力部は、外部アクセスポートOAPのポート番号などの識別情報を保持し、出力する。

【0063】

よって、PC17は、受信した固定具の識別情報に基づいて、受信した検査画像が、どの外部アクセスポートOAPについての画像であるかの対応を付けて、記憶装置33に記憶することができる。すなわち、PC17は、受信した固定具の識別情報に関連付けて記憶装置33に予め作成されたフォルダに検査画像を記憶したり、識別情報を各検査画像に含ませて記憶装置33に記憶したりすることができる。

20

【0064】

なお、上述した例では、各固定具の有する識別情報は、ボアスコープ2を介して、PC17へ供給されているが、各固定具とPC17を信号ケーブル16とは別の信号ケーブルにより、各固定具からPC17へ送信するようにしてもよい。言い換れば、各固定具が、識別情報出力部22より出力された識別情報を外部装置であるPC17へ出力するように構成してもよい。

30

【0065】

さらになお、上述したブレード検査装置1は、共通のボアスコープ2を用いて、ボアスコープ2の挿入部11をエンジンの外部アクセスポートOAPに挿入してから、ブレードの観察すべき部位を撮像する位置に、挿入部11の先端部を短時間で位置させることができるように構成されているが、各固定具は、そのような構成でなくてもよい。

【0066】

また、上述した例では、共通の1つのボアスコープ2を複数の固定具3,4等に挿入しているが、各固定具に別々のボアスコープを挿入するようにしてもよい。

【0067】

図5は、共通でない複数のボアスコープ2A,2Bが装着された第1の固定具3Aと第2の固定具4Aが、それぞれ、対応する外部アクセスポートに取り付けられた状態を説明するための図である。

40

【0068】

図5では、ボアスコープ2Aと2Bの挿入部11の長さが異なっている。ボアスコープ2Aの挿入部11の長さは、L3であり、ボアスコープ2Bの挿入部11の長さは、L4である。図5のような場合においても、本実施の形態のブレード検査装置は、適用可能である。

【0069】

さらにまた、上述した識別情報出力部は、識別情報データを保持して無線で送信するICチップであるが、識別情報出力部は、外部アクセスポートOAP毎に異なる抵抗値を有

50

する抵抗器、ディップスイッチなどにより設定されるオン・オフの組み合わせ情報、等で、電気的な接点を介してボアスコープ2で読み取れるような回路等であってもよい。

【0070】

次に、識別情報出力部として、光学的な検知器によって検出可能な出力部、電気的な抵抗値を検出可能な出力部、機械的な動作を出力可能な出力部、及び磁気的な検知器によって検出可能な出力部を用いた識別情報の検知の変形例について説明する。

【0071】

第1の変形例は、光学的な検知器を用いた識別情報の検知例である。図6は、識別情報を出力する識別情報出力部が光を透過する部分を有する部材であり、識別情報検知部がその光の透過を検知するセンサを用いた識別情報の検知方法の第1の変形例の構成を説明するための図である。

10

【0072】

図6に示すように、固定具3及び4の基端面には、棒状の突起部であるロッド101が設けられている。ボアスコープ2には、識別情報出力部としてのロッド101を挿入可能な孔102が形成されている。

【0073】

識別ロッドであるロッド101には、識別情報を示すための孔101aが1以上形成されている。図6の場合、2つ孔101aが形成されており、左から2つ目と4つ目の部分に孔101aが形成されている。孔101aの部分は、光が通り、孔101aのない部分は、光を通さない。光が通る部分は、「1」で、光が通らない部分は、「0」とするなどして、ロッド101は、4ビットの情報を、識別情報として保持して出力可能である。識別情報は4ビットの情報なので、16種類の固定具が識別可能である。

20

【0074】

孔102内には、複数(ここでは4つ)の光検出部103が設けられている。識別情報検知部としての光検出部103は、発光ダイオードなどの発光素子である複数の発光器103aと、フォトダイオードなどの複数の光検出器103bを有する。複数の発光器103aと複数の光検出器103bは、識別情報検出回路104に接続されている。識別情報検出回路104は、複数の発光器103aを駆動し、複数の光検出器103bからの複数の光検出信号を入力して、入力された複数の光検出信号に基づいて、識別情報を生成して制御部23へ出力する。

30

【0075】

すなわち、識別情報を出力する識別情報出力部であるロッド101は、光を透過する部分と光を透過しない部分を有する部材であり、識別情報を検知する検知部は、光を透過する部分と光を透過しない部分に当たられた光の透過の有無を検知する複数の光検出器103bである。

【0076】

ボアスコープ2が固定部3に装着されると、ロッド101が孔102内に挿入されるように、ロッド101と孔102は、固定具3及び4と、ボアスコープ2とに、それぞれ設けられている。

40

【0077】

各光検出器103bは、ロッド101に設けられた孔101aがあれば、対応する発光器103aからの光を検出して光検出信号を出力し、ロッド101に設けられた孔101aがなければ、対応する発光器103aからの光を検出しないので、光検出信号を出力しない。本変形例1の構成の場合、非接触で、識別情報出力部の識別情報を検知可能である。よって、ロッド101に、固定具の識別情報に対応する1以上の孔101aが形成されているので、識別情報検出回路104の出力から、制御部23は、固定具の識別情報を取得することができる。

【0078】

第2の変形例は、電気的な検知器を用いた識別情報の検知例である。図7は、識別情報を出力する識別情報出力部が識別情報に対応する抵抗値を有する抵抗器を有し、識別情報

50

検知部がその抵抗値を検知するセンサを用いた識別情報の検知方法の第2の変形例の構成を説明するための図である。

【0079】

図7に示すように、固定具3あるいは4の基端面には、2つの電気的な接点111が設けられている。固定具3あるいは4の内部には、そのボアスコープ2の識別情報に対応する抵抗値を有する抵抗器112が設けられており、識別情報出力部としての抵抗器112の両端は、2つの接点111に接続されている。

【0080】

ボアスコープ2には、2つの電気的な接点113が形成されている。2つの接点113は、識別情報検知部としての識別情報検出回路114に接続されている。識別情報検出回路114は、2つの接点113間の抵抗値を検出して、検出された抵抗値データを制御部23へ出力する。

10

【0081】

すなわち、識別情報を出力する識別情報出力部は、抵抗器112を含み、識別情報を検知する検知部としての識別情報検出回路114は、抵抗器112の抵抗値を検出する抵抗値検出回路である。

【0082】

ボアスコープ2が固定部3に装着されると、2つの接点111と2つの接点113が接觸し、識別情報検出回路114が、検出した抵抗値データを出力する。識別情報が抵抗値なので、多数の種類の固定具の識別が可能である。よって、各ボアスコープ2に内蔵された抵抗器112が識別情報に対応する抵抗値を有するので、識別情報検出回路114の出力から、制御部23は、固定具の識別情報を取得することができる。

20

【0083】

第3の変形例は、機械的な検知器を用いた識別情報の検知例である。図8は、識別情報を出力する識別情報出力部が識別情報を生成するための複数の突起部である1以上のピンを有し、各ピンによる押圧を検出するスイッチを用いた識別情報の検知方法の第3の変形例の構成を説明するための図である。

【0084】

図8に示すように、固定具3及び4の基端面には、1以上の棒状のピン121が設けられている。ボアスコープ2には、識別情報出力部としてのピン121を挿入可能な複数の孔122が形成されており、各孔122の底部には、識別情報検知部としてのスイッチ123が設けられている。複数(ここでは4つ)のスイッチ123の出力は、識別情報検出回路124に接続されている。

30

【0085】

1以上のピン121は、位置と数により、識別情報を示し、識別情報に対応して1以上のピン121が、固定具3及び4が設けられている。

【0086】

各孔122内に設けられたスイッチ123は、例えば、信頼性が高い機械的な機構を有するマイクロスイッチである。識別情報検出回路124は、複数のスイッチ123のオン・オフ状態を検出して、検出した状態に基づいて、識別情報を生成して制御部23へ出力する。

40

【0087】

ボアスコープ2が固定部3または4に装着されると、各ピン121が対応する孔122内に挿入されるように、複数のピン121と複数の孔122は、固定具3及び4と、ボアスコープ2とに、それぞれ設けられている。

【0088】

すなわち、識別情報を出力する識別情報出力部は、突起部を有し、識別情報を検知する検知部は、突起部の有無を検出するスイッチである。

【0089】

各ピン121が対応する孔122に挿入されてスイッチ123を押すと、情報検出回路

50

124は、その固定部3及び4に設けられた1以上のピン121の位置に対応するオン状態を検出する。ピン121によりスイッチ123がおされなければ、情報検出回路124は、オフ状態を検出する。よって、固定具3及び4に、固定具の識別情報を対応する1以上のピン121が形成されているので、識別情報検出回路124の出力から、制御部23は、固定具の識別情報を取得することができる。

【0090】

第4の変形例は、磁気的な検知器を用いた識別情報の検知例である。図9は、識別情報を出力する識別情報出力部が識別情報を生成するための1以上の磁石を有し、各磁石による磁気を検出する磁気検出器を用いた識別情報の検知方法の第4の変形例の構成を説明するための図である。

10

【0091】

図9に示すように、固定具3及び4の基端面には、挿入部11の軸方向にN-Sの極性を有する1以上の磁石131が設けられている。ボアスコープ2には、固定具3及び4の基端面に設けられる1以上の磁石131に対応するホール素子などの複数の磁気検出器132が設けられている。複数(ここでは4つ)の磁気検出器132の出力は、識別情報検出回路133に接続されている。

【0092】

磁石131は、N-Sの極性を有し、極性により、識別情報を示し、識別情報に対応した極性を有する複数(ここでは4つ)の磁石131が、固定具3及び4が設けられている。

20

【0093】

識別情報検出回路133は、複数の磁気検出器132の出力を検出して、検出した出力に基づいて、識別情報を生成して制御部23へ出力する。

【0094】

ボアスコープ2が固定部3または4に装着されたときに、各磁石131が対応する磁気検出器132に近接するように、複数の磁石131と複数の磁気検出器132は、固定具3及び4と、ボアスコープ2とに、それぞれ設けられている。

【0095】

各磁石131が対応する磁気検出器132に近接すると、情報検出回路133は、その固定部3及び4に設けられた各磁石131の極性を検出する。

30

【0096】

なお、ここでは、磁石の極性に基づいて識別情報の生成と検出を行っているが、磁石の有無に基づいて識別情報の生成と検出を行うようにしてもよい。

【0097】

すなわち、識別情報を出力する識別情報出力部は、磁石131を含み、識別情報を検知する検知部は、磁石の極性または有無を検出する磁気検出器132である。

【0098】

本変形例4の構成の場合、非接触であり壊れにくいためでなく、汚れにも強いというメリットがある。よって、固定具3及び4に、固定具の識別情報を有する複数の磁石131が設けられているので、識別情報検出回路133の出力から、制御部23は、固定具の識別情報を取得することができる。

40

【0099】

以上のように、本実施の形態によれば、内視鏡を複数の外部アクセスポートに挿入して得られた検査画像について、どの外部アクセスポートに挿入されて得られた画像であるかの情報の入力を不要とすることができます。ブレード検査装置を提供することができる。

(第2の実施の形態)

【0100】

第1の実施の形態のブレード検査装置は、ボアスコープ2と各固定具とが別体で構成されているが、第2の実施の形態のブレード検査装置は、ボアスコープ2と各固定具とは、一体で構成されている。

50

## 【0101】

本実施の形態において、第1の実施の形態のブレード検査システム100の構成と同じ構成要素については、同じ符号を付して説明は省略する。本実施の形態のブレード検査システムは、第1の実施の形態と同様の構成であり、異なる点は、各固定具がボアスコープ2に対して固定されて一体になっていることである。

## 【0102】

図10は、本実施の形態に係る、ブレード検査システム100Aのブロック構成図である。本実施の形態のブレード検査装置1Aでは、第1の実施の形態で説明した固定具3(あるいは4)に対応する固定具3x(あるいは4x)が、ボアスコープ2に対して固定されている。

10

## 【0103】

ボアスコープ2の接眼部12に、固定具3x(あるいは4x)が固定される。図10に示すように、外部アクセスポートOAP2(あるいはOAP3)に取り付けられる固定具3x(あるいは4x)は、接眼部12に固定される。ボアスコープ2が固定された固定具3A、4Aの外観は、図3あるいは図5に示す外観と同じである。

## 【0104】

そして、この場合は、識別情報出力部3c(あるいは4c)は、ボアスコープ2に設けられている。図10の場合は、接眼部12に設けられている。

## 【0105】

本実施の形態のブレード検査装置1Aの作用は、第1の実施の形態のブレード検査装置1の作用と同じである。よって、PC17は、外部アクセスポートOAPを識別する識別情報を受信することができるので、PC17は、受信した固定具の識別情報に関連付けて検査画像を記憶装置33に記憶したり、識別情報を検査画像に含ませて記憶装置33に記憶したりすることができる。

20

## 【0106】

なお、本実施の形態の場合、PC17へ送信される識別情報は、ボアスコープ2の識別情報でもよい。その場合、PC17の記憶装置33に、ボアスコープ2と、外部アクセスポートとの対応関係の情報を記憶しておくことにより、制御部31は、受信したボアスコープ2の識別情報から、検査画像がどの外部アクセスポートOAPに関わる画像であるかを判定することができる。

30

## 【0107】

その結果、制御部31は、その内視鏡の識別情報に基づいて、外部アクセスポートの番号等を検査画像あるいはフォルダに書き込むことができる。

## 【0108】

以上のように、本実施の形態によれば、内視鏡を複数の外部アクセスポートに挿入して得られた検査画像について、どの外部アクセスポートに挿入されて得られた画像であるかの情報の入力を不要とすることができますのブレード検査装置を提供することができる。

## 【0109】

上述の実施の形態に記載した発明は、その実施の形態および変形例に限ることなく、その他、実施段階ではその要旨を逸脱しない範囲で種々の変形を実施し得ることが可能である。さらに、上記実施の形態には、種々の段階の発明が含まれており、開示される複数の構成要件における適宜な組合せにより種々の発明が抽出され得るものである。

40

## 【符号の説明】

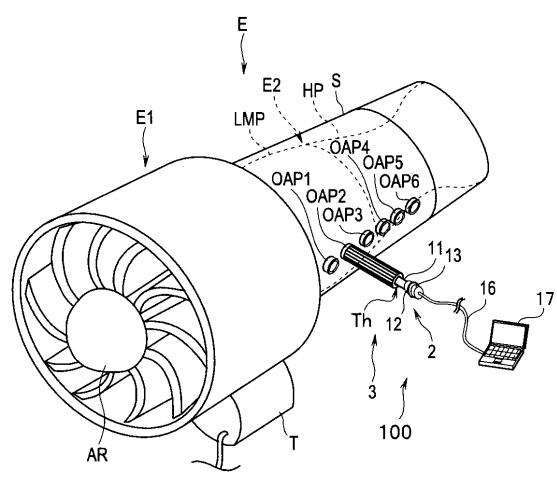
## 【0110】

1 ブレード検査装置、2 ボアスコープ、3 固定具、3a 脊体部、3b 嵌合部、3b1 突出部、3b2 底面部、3c 識別情報出力部、4 固定具、4a 脊体部、4b 嵌合部、4b1 突出部、4b2 底面部、4c 識別情報出力部、11 挿入部、12 接眼部、13 撮像装置、14 観察窓、15 照明窓、16 ケーブル、17 PC、21 固体撮像素子、22 無線信号受信回路、23 制御部、24、25 通信インターフェース回路、31 制御部、32 通信インターフェース回路、33 記憶

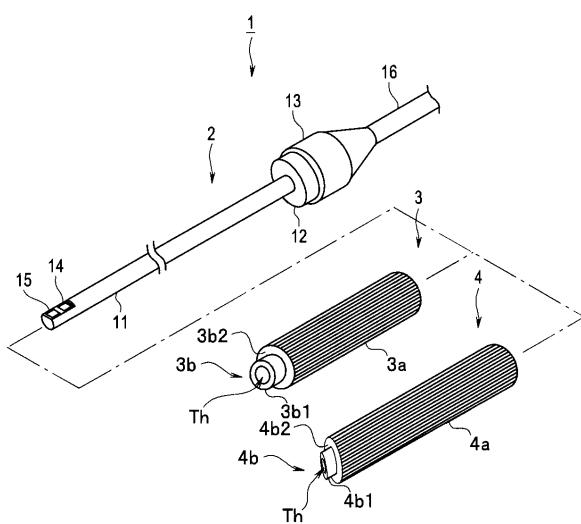
50

装置、100 ブレード検査システム、101 ロッド、101a、102 孔、103 光検出部、103a 発光器、103b 光検出器 103b、104 識別情報検出回路、111 接点、112 抵抗器、113 接点、114 識別情報検出回路、121 ピン、122 孔、123 スイッチ、124 識別情報検出回路、131 磁石、132 磁気検出器、133 識別情報検出回路。

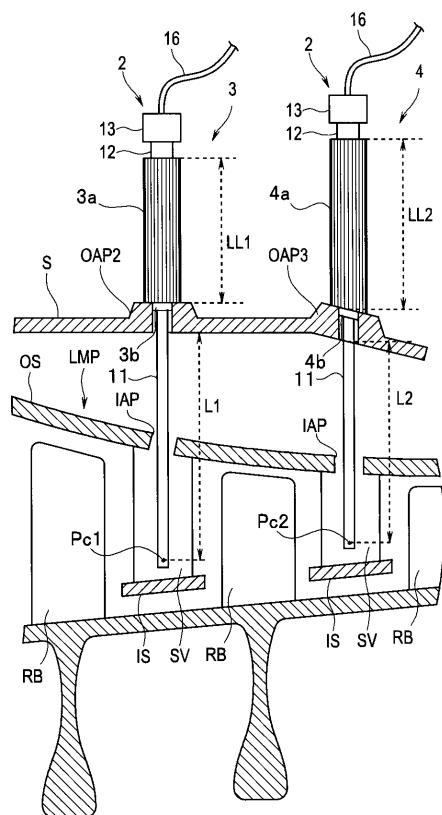
【図1】



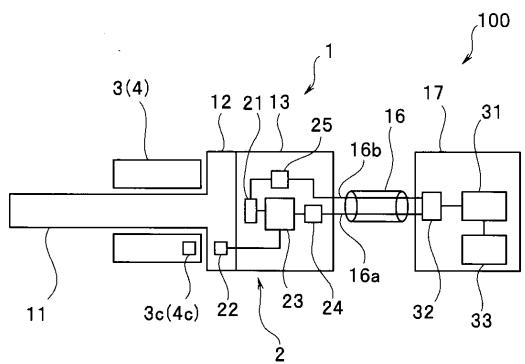
【図2】



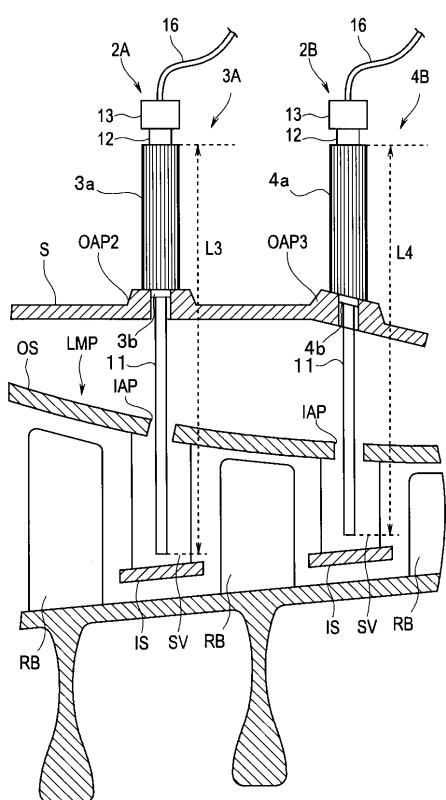
【図3】



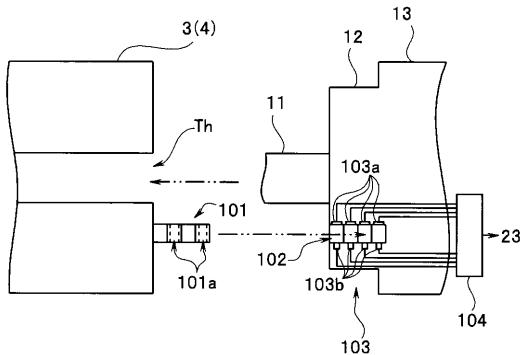
【図4】



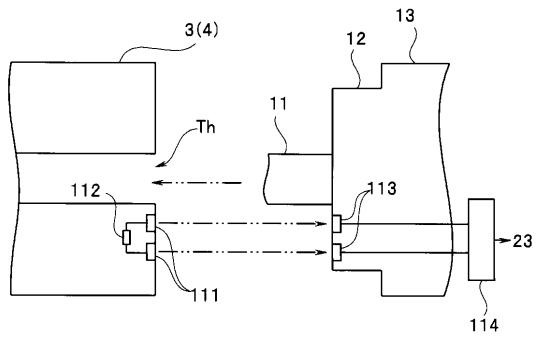
【図5】



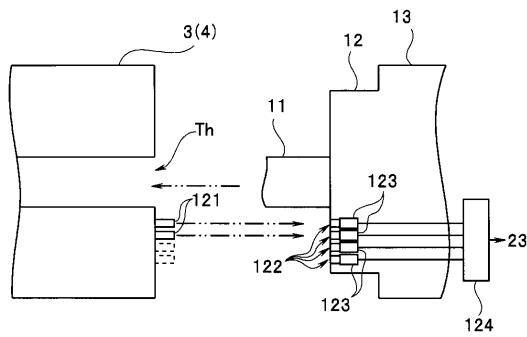
【図6】



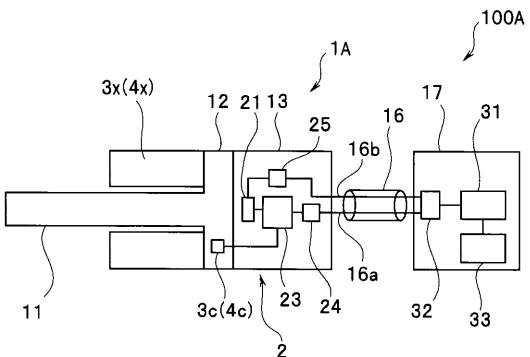
【図7】



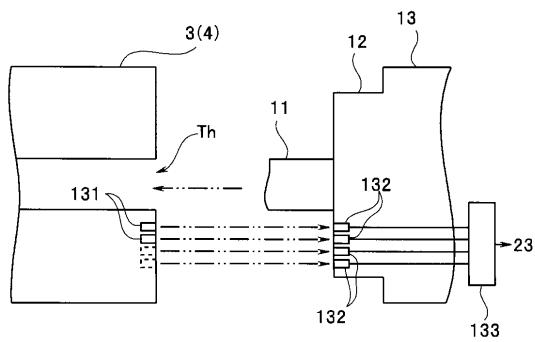
【図8】



【図10】



【図9】



---

フロントページの続き

(72)発明者 堀 史生

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリンパス株式会社内

審査官 濑戸 息吹

(56)参考文献 米国特許出願公開第2013/0135457(US, A1)

特開2005-000319(JP, A)

特開2004-313241(JP, A)

米国特許出願公開第2005/0014996(US, A1)

特開平05-297286(JP, A)

特開2001-005902(JP, A)

特開2009-168774(JP, A)

米国特許出願公開第2014/0185913(US, A1)

特開2014-196739(JP, A)

米国特許出願公開第2014/0267677(US, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G02B 23/24 - 23/26

A61B 1/00 - 1/32

G01N 21/84 - 21/958

G01M 15/00 - 15/14

专利名称(译)	刀片检查装置		
公开(公告)号	<a href="#">JP6180221B2</a>	公开(公告)日	2017-08-16
申请号	JP2013160752	申请日	2013-08-01
[标]申请(专利权)人(译)	奥林巴斯株式会社		
申请(专利权)人(译)	奥林巴斯公司		
当前申请(专利权)人(译)	奥林巴斯公司		
[标]发明人	此村 優 小林 英一 堀 史生		
发明人	此村 優 小林 英一 堀 史生		
IPC分类号	G02B23/24 A61B1/04 G01N21/84 A61B1/00		
CPC分类号	F01D5/005 F05D2230/72 F05D2270/8041 G01N21/954 G02B23/2476 G01N21/95		
FI分类号	G02B23/24.A A61B1/04 G01N21/84.A A61B1/00.700 A61B1/00.A A61B1/00.R A61B1/00.640 A61B1/00.654 A61B1/04.370		
F-TERM分类号	2G051/AA88 2G051/AB02 2G051/BA01 2G051/CA04 2G051/CA07 2G051/CC09 2G051/CC11 2G051/EA11 2G051/EA14 2G051/EA21 2H040/AA04 2H040/DA02 2H040/DA11 2H040/DA52 2H040/GA02 2H040/GA10 2H040/GA11 4C161/AA29 4C161/BB03 4C161/CC06 4C161/CC11 4C161/DD01 4C161/JJ17 4C161/JJ19 4C161/LL03 4C161/YY01 4C161/YY03 4C161/YY12 4C161/YY13 4C161/YY18		
代理人(译)	伊藤 进 长谷川 靖 ShinoUra修		
其他公开文献	JP2015031804A JP2015031804A5		
外部链接	<a href="#">Espacenet</a>		

## 摘要(译)

刀片检查设备1检查定期布置在发动机的转子的旋转轴的外周上并且在旋转轴上旋转的多个刀片。刀片检查装置1具有：具有设置有观察光学系统的插入部的管道镜2，安装于设置于发动机的多个外部存取口中的一个并固定管道镜2的固定件3和固定件4，以及识别信息输出部分22，用于输出识别信息，用于识别安装有固定装置3和4的外部接入端口。

(19)日本国特許庁 (JP) (12)特許公報 (B2) (11)特許番号  
特許第6180221号 (P6180221)

(45)発行日 平成29年8月16日 (2017.8.16) (24)登録日 平成29年7月28日 (2017.7.28)

(51)Int.Cl.	F I	請求項の数 15 (全 17 頁)
G 0 2 B 2 3/24 (2006.01)	G 0 2 B 23/24	A
A 6 1 B 1/04 (2006.01)	A 6 1 B 1/04	
G 0 1 N 2 1/84 (2006.01)	G 0 1 N 21/84	
A 6 1 B 1/00 (2006.01)	A 6 1 B 1/00	7 0 0

(21)出願番号 特願2013-160752 (P2013-160752) (73)特許権者 000000376

(22)出願日 平成25年8月1日 (2013.8.1) オリンパス株式会社

(65)公開番号 特開2015-31804 (P2015-31804A) 東京都八王子市石川町2951番地

(43)公開日 平成27年2月16日 (2015.2.16) (74)代理人 100076233

審査請求日 平成28年7月21日 (2016.7.21) (74)代理人 100101661

(74)代理人 100135932 (74)代理人 10010661

弁理士 伊藤 遼 (74)代理人 100135932

弁理士 長谷川 靖 (74)代理人 10010661

弁理士 篠浦 治 (74)代理人 100135932

(72)発明者 此村 優 (72)発明者 此村 優

東京都渋谷区神宮前2丁目43番2号 オ

リンパス株式会社内 (72)発明者 小林 英一

東京都渋谷区神宮前2丁目43番2号 オ

リンパス株式会社内

最終頁に続く